

2・7 3・7なぜ、ボクたちはここにいるの!?

収容の必要のない外国人、難民申請者の仮放免を！この現実是我们日本人の問題です



*西日本入国管理センター（茨木市郡山）には、難民申請者や、正規に結婚した日本人や在留資格のある外国人の配偶者がいるにもかかわらず、数名の外国人男性女性が、超過滞在等を理由に収容されています。彼らは、外の景色も見ることすら許されない部屋に監禁されています。入国管理センターへの収容には、退去強制令書が発布された外国人が対象になりますが、彼らのほとんどは送還停止判決を得ているので、直ちに仮放免すべきです。

*難民申請者は、難民認定を獲得するためには難民性を立証しなければなりません。収容されていたのでは資料や証拠品を獲得することもままなりません。

*家族のいる方の収容については、日本も批准している国際人権規約では「家族の結合」について以下のように保護しています。

「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」（第17条）、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」（第23条）。入管センターは国の機関であり、これらの条項を順守すべきであるのに、全く保護されず、家族をバラバラにしています。

*西日本入国管理センターには昨年7月から常勤の医師がいません。不眠、耳鳴り、手が震える、慢性の頭痛など監禁状態である彼らたちの健康状態はどんどん悪化しています。彼らの身を案じる配偶者たちは「夫を、妻を仮放免して」と訴え続けていますが、入管は、「結婚は在留活動。認めるわけにはいかない」と仮放免を認めようとしません。配偶者たちのこのささやかな願いがなぜ認められないのでしょうか。

私たちに何ができるの？

その1 一斉面会に参加する！

私たちの街にある、人権侵害の温床、**入国管理センター**。ぜひ面会をして、彼らの監禁の時間を少しでも解放しましょう。

- *面会受付時間：平日 9～12時、13～16時。受付時に身分証明書が必要です（健康保険証可）。
- *面会に関しては下記にご連絡ください。
(阪急茨木市駅・JR茨木駅前よりバス「郡」バス停下車、徒歩約10分)

支援者グループで一斉面会を行います。ぜひ、参加してください。
2007年2月7日、3月7日（水）午後2時～

その2 このチラシを、隣の配る

チラシを受け取った人は、となりの人にも見せてあげてください。チラシはこちらにあります。西日本入管だけでなく国内の入管施設には収容する必要のない人が多く収容され、庇護を求めて来た難民が日本で迫害を受け、また、日本の家族と離れ離れにさせられようとしています。この現実を、皆さんに知ってもらってください。